

# 障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律(障害者差別解消法)の施行 に向けて

障害保健福祉部障害計画課

1

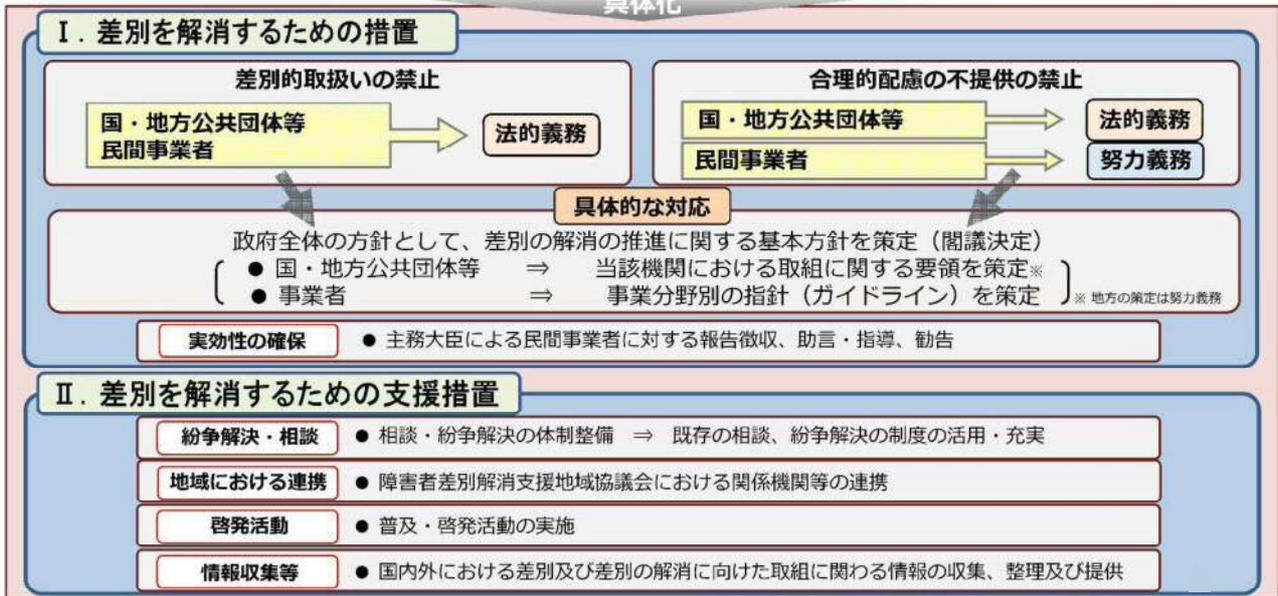
## I 内閣府資料(抜粋)

2

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条  基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止  何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止  社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組  国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

### 具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

### 第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

### 第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

#### 1 法の対象範囲

- **障害者** 心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- **事業者** 商業その他の事業を行う者
- **対象分野** 日常生活及び社会生活全般が対象（雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる）

#### 2 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由\*なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

#### 3 合理的配慮

行政機関等や事業者が、事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの

（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など

### 第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方 ●不当な差別的取扱いの禁止 ⇒ 行政機関等及び事業者において一律に法的義務  
●合理的配慮の提供 ⇒ 行政機関等は法的義務、事業者は努力義務

- 2 対応要領／対応指針 位置付け、作成手続き、記載事項

- 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】

- 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

対応要領の作成は努力義務（国は技術的助言などの支援）

事業者からの照会・相談への対応  
報告徴収、助言、指導、勧告

### 第5 その他重要事項

- 1 環境の整備 合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置
- 2 相談等の体制整備 既存の組織・機関等の活用・充実
- 3 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動
- 4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化
- 5 施策の推進 国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

(平成 27 年 2 月閣議決定)

5

### 生活の場面別

## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

✕ 不当な差別的取扱いの例      ○ 合理的配慮の例

### 行政機関など ▶ (各省庁等)

※これらの具体例の多くは、各対応指針の具体例にも共通して見られます。

- ✕ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない
- ✕ 説明会などへの出席を拒む、必要のない付き添い者の同行など、過剰に条件を求める
- 駐車スペースを施設近くにする（来庁者数に応じて施設に近い一般車両区画も障害者用とする）
- 段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- 高いところにある資料を取って渡す、資料を押さえて見やすいように補助する
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する
- 会場の座席など、障害者の特性に応じた位置取りにする
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
- 筆談、読み上げ、手話などを用いる
- 案内の際、歩く速度を障害者に合わせる
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする
- ホームページなど外部情報の発信の際、動画に字幕（文字情報）、テキストデータを付す

6

## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例



不当な差別的取扱いの例



合理的配慮の例

### 学校など ▶ (文部科学省ほか)

- × 学校への入学出願の受理、受験、入学、事業等の受講、研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加の拒否、正当な理由のない条件を付加する
- × 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり評価に差をつける
- 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する
- 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等を活用する
- 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

7

## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例



不当な差別的取扱いの例



合理的配慮の例

### 病院・福祉施設など ▶ (厚生労働省（医療従事者／福祉事業者）ほか)

- × 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける
- × 仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求めるなど、他の利用者と異なる手順を課す
- 施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする
- 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- 障害者に配慮したナースコールの設置を行う
- 障害の特性に応じた休憩時間調整など、ルール、慣行を柔軟に変更する

8

## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例



不当な差別的取扱いの例



合理的配慮の例

### 飲食店など ▶ (厚生労働省 (衛生事業者) ほか)

- × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- × 保護者、介助者の同伴を条件とする
- エレベータがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く (手書き文字) など、コミュニケーションにおいて工夫する
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする

9

## Ⅱ 本市の取組

10

# 本市における障害者差別解消法に関する取組について(案)

## 1 対応要領の作成・公表について

対応要領(以下「対応要領」という。)は、本市職員の服務規律の一環に位置づけ、政府が障害者差別の解消に向けた基本的な考え方を示した基本方針に即し、内閣府等が作成する対応要領を参考に、障害当事者や関係者等の意見を反映しながら作成する。

なお、対応要領は、任命権者ごとに作成する。

〈内容〉

- ・目的
- ・障害を理由とする不当な差別的取扱いの定義
- ・合理的な配慮の定義
- ・監督者の責務
- ・庁内の相談体制の整備 ⇒ 既存の相談窓口の活用
- ・懲戒処分等
- ・職員への研修・啓発

11

## 2 普及啓発・周知

- 市政だより、リーフレット等の多様な媒体や窓口を活用して、法の趣旨、相談体制等について、広く市民への周知を図る。
- 各省庁発出の事業分野別指針(民間事業者向けガイドライン)について、各所管から、関係団体に周知

## 3 相談等の体制整備

法第22条(地方公共団体が処理する事務)

各事業法等における監督権限に属する事務が地方公共団体の長等に委譲されている場合には、法第12条(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)に規定する主務大臣の権限に属する事務も当該地方公共団体の長等に委譲する。

- ⇒ 各事業法の範囲については、28年1月29日施行令にて通知
- 既存の組織・機関等の活用

## 4 市職員への職員研修等について

- 平成28年2月15日(月) 庁内管理職向け研修
- 平成28年度～ 新任課長研修・新人研修等の階層別研修にカリキュラム化

## 5 差別解消地域協議会の設置に向けて

- ⇒ 国のモデル事業や他都市の動向を踏まえて検討

12

## (案)

## 川崎市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

## (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、川崎市職員（市長事務部局職員（非常勤職員を含む。）に限る。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

## (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

## (監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供

## (案)

を適切に行うよう指導すること。

- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

### (サービス上の措置)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合等、その態様及び結果並びに故意又は過失の度合い等によっては職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがあることに留意するものとする。

### (相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

- 一 対象業務の所管課
  - 二 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局並びに市民オンブズマン事務局、会計室及び区役所における人事担当課
  - 三 （仮）総務企画局人事部人事課
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
  - 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、（仮）総務企画局人事部人事課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ健康福祉局障害保健福祉部障害計画課と情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
  - 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### (研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を適宜行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

## (案)

### 別 紙

#### 川崎市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

##### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

1 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

2 市は、「かわさきノーマライゼーションプラン」の基本理念に掲げる「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現」を目指して、障害者の活動を制限し、社会の参加を制約している社会的障壁（社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における様々な事柄や物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去に努めるものとする。

##### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずして正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

##### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。ま

## (案)

た、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

なお、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

### (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に施設内への入場を制限する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供、情報提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、審議会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

## 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲

## (案)

で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者等に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

### 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

## (案)

### ○ 費用・負担の程度

#### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

また、具体例は、施行後も必要に応じて見直しを行うものとする。

#### (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内などする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 視覚に障害のある方から、介添え等の申し出があった場合、職員の肘等に触れてもらい目的地まで誘導する。
- 障害の特性により頻繁に離席の必要がある場合や、車椅子利用者及びその介助者に対して、位置を扉付近にするなど必要に応じて事前にスペースを確保する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。

#### (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字、ルビ付き等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用し、説明する。
- 視覚障害のある出席者等に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 会議資料等をホームページ等で公開する際、読み上げソフトや点訳に対応できるよう電子データ（テキスト形式）やルビ付きでも提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

## (案)

- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある出席者や知的障害や精神障害（発達障害者、高次脳機能障害者を含む）等のある出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が出席者の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- 知的障害者、精神障害者（発達障害者）等から、発言等を求める場合は、時間に余裕を持つなどの対応を行う。
- 市が開催する会議、セミナー等において出席者の状況に応じ、手話通訳者や要約筆記者等の配置、点訳やルビ付き資料等を提供する。

### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 市の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者等の理解を援助する者、介助者等の同席を認める。

# 中部リハビリテーションセンター



川崎市

中部リハビリテーションセンター共同事業体

## 基本理念

中部リハビリテーションセンターは、何らかの生活上の障害のある方が住み慣れた身近な地域で暮らし続けていくことを支援するため、川崎市が設置した施設です。

センター内には、井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センターの3つの部門で構成されており、障害種別・年齢・原因疾患を問わず、障害のあるすべての方にリハビリテーションの理念に基づいた専門的かつ総合的な支援を行います。

### 施設概要

1 設置主体 川崎市

2 運営主体

(1)井田障害者センター : 川崎市  
有限会社 訪問看護リハビリテーションネットワーク

(2)井田日中活動センター : 社会福祉法人 県央福社会

(3)井田地域生活支援センター : 社会福祉法人 川崎聖風福社会

3 所在地 川崎市中原区井田3丁目16番地1

4 施設規模 敷地面積 6219.48㎡

延床面積 2842.63㎡

鉄筋コンクリート造 地上2階建て

1階 井田日中活動センター

2階 井田障害者センター

井田地域生活支援センター

## 事業概要

### 中部リハビリテーションセンター

#### 井田障害者センター

身体・知的・精神等のあらゆる障害及びそれぞれのライフスタイルに応じて最適な生活を獲得・維持できるよう、来所による専門相談や、専門職が直接生活の場を訪問するなど、きめ細やかな支援を行います。あわせて、障害者更生相談所および精神保健福祉センターとしての相談・判定機能を有します。

- 相談支援
- 在宅リハビリテーション事業
- 福祉用具の評価支援
- 補装具・座位保持装置作製事業
- 研究・研修・普及啓発事業

#### 井田日中活動センター

さまざまな活動を通じて利用者の主体性を引き出すことに努め、障害を持つ方がそれぞれにふさわしい生活を作っていけるよう支援します。

就労・復職を希望する方には、障害特性を考慮した作業種目の提供や健康管理等の生活支援働くための習慣づくり、基本的な作業能力や適応能力を身につけるための準備訓練等を行います。

また生活訓練・生活介護事業においては、日常生活支援、社会生活技術訓練、余暇の主体的利用の支援等を行います。

- |              |    |     |
|--------------|----|-----|
| ● 就労移行支援事業   | 定員 | 10名 |
| ● 就労継続支援事業B型 | 定員 | 20名 |
| ● 生活訓練事業     | 定員 | 35名 |
| ● 生活介護事業     | 定員 | 20名 |

#### 井田地域生活支援センター

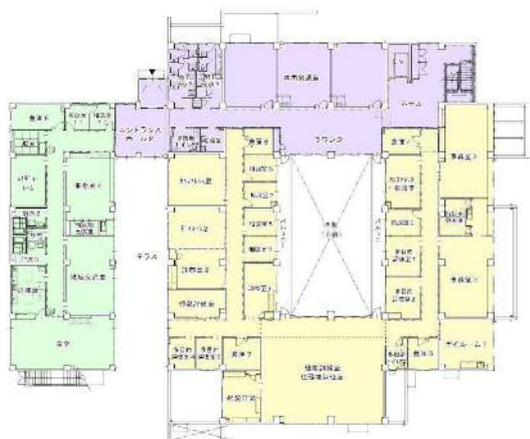
「ゆったり、のんびり、おだやかに、ここで自分を再発見、をスローガンとした、日中活動の場です。利用される方一人ひとりが自分らしい時間の過ごし方を見つけられるよう支援を行います

- 地域活動支援事業
- 相談支援事業

## 各階平面図

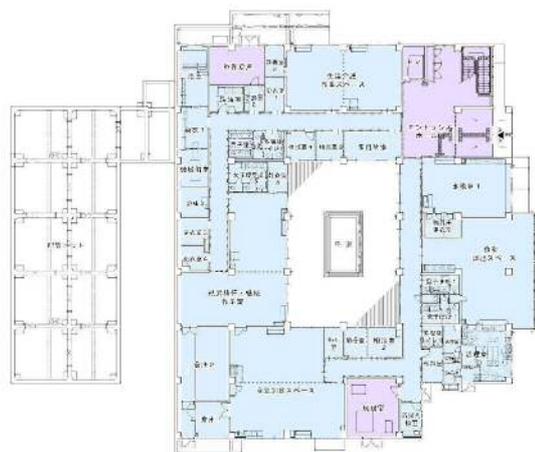
### 2階

障害者センター  
地域生活支援センター



### 1階

日中活動センター



### お問い合わせ

中部リハビリテーションセンター全体に関すること

T E L 044-200-2654 F A X 044-200-3932

【井田障害者センター在宅支援室】

T E L 044-969-0234

【井田日中活動センター「めいぼう」】

T E L 044-863-9337

【井田地域生活支援センター「はるかぜ」】

T E L 044-750-8908

地域包括ケアシステムの推進に向けて

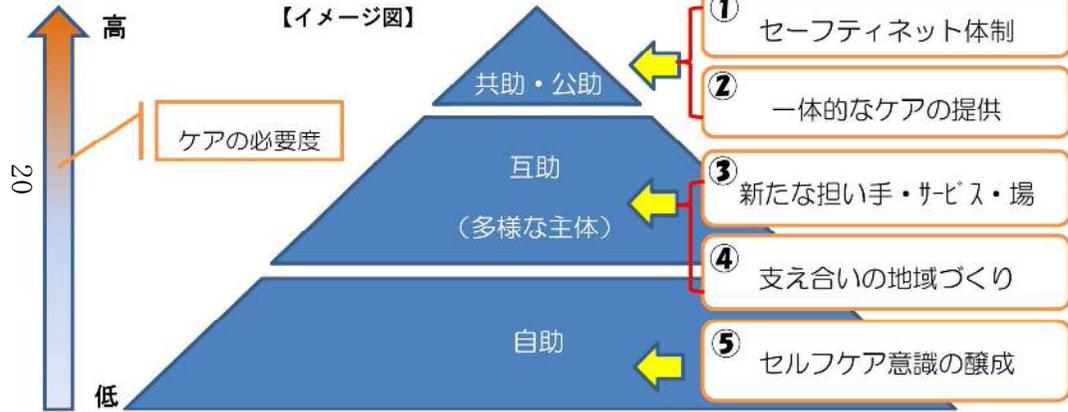
—重点項目と推進体制—

《地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念》全ての地域住民を対象とした取組の推進

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

行政の役割

地域包括ケアシステムの構築のため、行政は、地域包括ケアを適切に「マネジメント」して、多様な主体と連携をしながら、自助・互助の促進を図るとともに、共助・公助によるしっかりとした安心を創っていくことが重要。このため、【1】の重点項目及び【2】の推進体制によって、「自助・互助・共助・公助」における以下の取組の中で、行政の役割を果たし、取組を推進していく。



【1】 地域包括ケアシステムの推進を図るための重点項目

地域の『ニーズ・課題・資源』

地域の実情に応じた取組を図るため、その前提条件として、地域のニーズ・課題・資源等を把握する

ア【仕組みづくり】

【例】 《在宅療養の推進に向けた取組》 《地域リハビリテーションの構築》 《児童家庭支援・虐待対策の推進》 ※主に、①と②に対応

イ【地域づくり】

関係局区とも連携しながら、《新たな総合事業の実施》とともに、異なる制度や分野間のマッチングによる対応 ※主に、③と④に対応

ウ【意識づくり】

市民一人ひとりが自己の問題として、主体的に考え、取り組んでいけるような意識づくり ※①～⑤に対応

《セルフケア意識の醸成》と《市民主体の支え合いの地域づくり》を進めるため、2025年問題や地域包括ケアシステムの必要性、推進ビジョンの周知、さらには在宅療養、看取り、生き方・逝き方などの意識づくりに向け、次の取組を推進していく。

- 【例】
- ・高齢者や障害者、こども等のふれあい、居場所づくり
  - ・多世代交流の場づくり
  - ・互助の活性化、地域の見守り体制、住まい方の支援
  - ・新たな担い手づくり、元気高齢者のいきがい就労
  - ・民間事業者、ボランティア等との連携による取組の推進
- 【例】
- ・小学生向け副読本「ふれあい」などを活用した福祉教育の実践
  - ・市民に分かりやすいポスターやチラシ、冊子等の作成
  - ・ポータルサイトの開設による一元的な情報の発信と関係者間の情報共有
  - ・出前講座の実施や市民向けイベントによる普及啓発
  - ・民間事業者や関係機関・団体と連携した取組
  - ・行政職員の意識改革、人材育成 など

地域包括ケアシステムの構築

【2】 平成28年度からの区役所における保健・医療・福祉施策推進の体制

地域みまもり支援センター

保健福祉センター

《推進体制のコンセプト》

保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置し、個別支援の強化と地域力の向上に取り組む

- ・地域包括ケアのマネジメント
- ・市民をはじめ多様な主体が自発的に行動できるような仕組みづくり
- ・市民に寄り添った身近な相談体制の整備—地区担当制の導入
- ・必要な方への専門的・効果的な支援体制の整備—専門多職種との連携

《地域支援担当》

※①～⑤に対応 特に③～⑤の促進  
主に、自助・互助の促進やコーディネートを図り、地区担当保健師と専門多職種が、「地域づくり」のさらなる充実を支援するとともに、地域情報の収集や分析、地域との関わりを通して把握した地域課題を、庁内の関係部署や多様な主体と連携・情報共有していく

【地区担当】  
一定の地区を担当する保健師

【サポート担当】  
社会福祉職などの専門多職種

子ども、高齢者、障害者など  
地域内のすべての住民

- セルフケア意識の醸成
- 市民主体の支え合いの地域づくりの支援
- 個別支援強化に向けた対応

《地域ケア推進担当》

※①～⑤に対応  
地域包括ケアシステム推進のための企画・調整等を行う

- ・地域団体との連携
- ・地域福祉計画の策定
- ・子ども、子育て、障害者、高齢者などに関する分野横断的な企画・調整

《保育所等・地域連携》

《学校・地域連携》

「公立保育所」「公立学校」の所管を担当する部署を兼務として配置し、保育所・学校と地域との連携強化

《専門的支援部署》

児童家庭課 高齢・障害課  
保護課 衛生課  
※専門的に①と②に対応

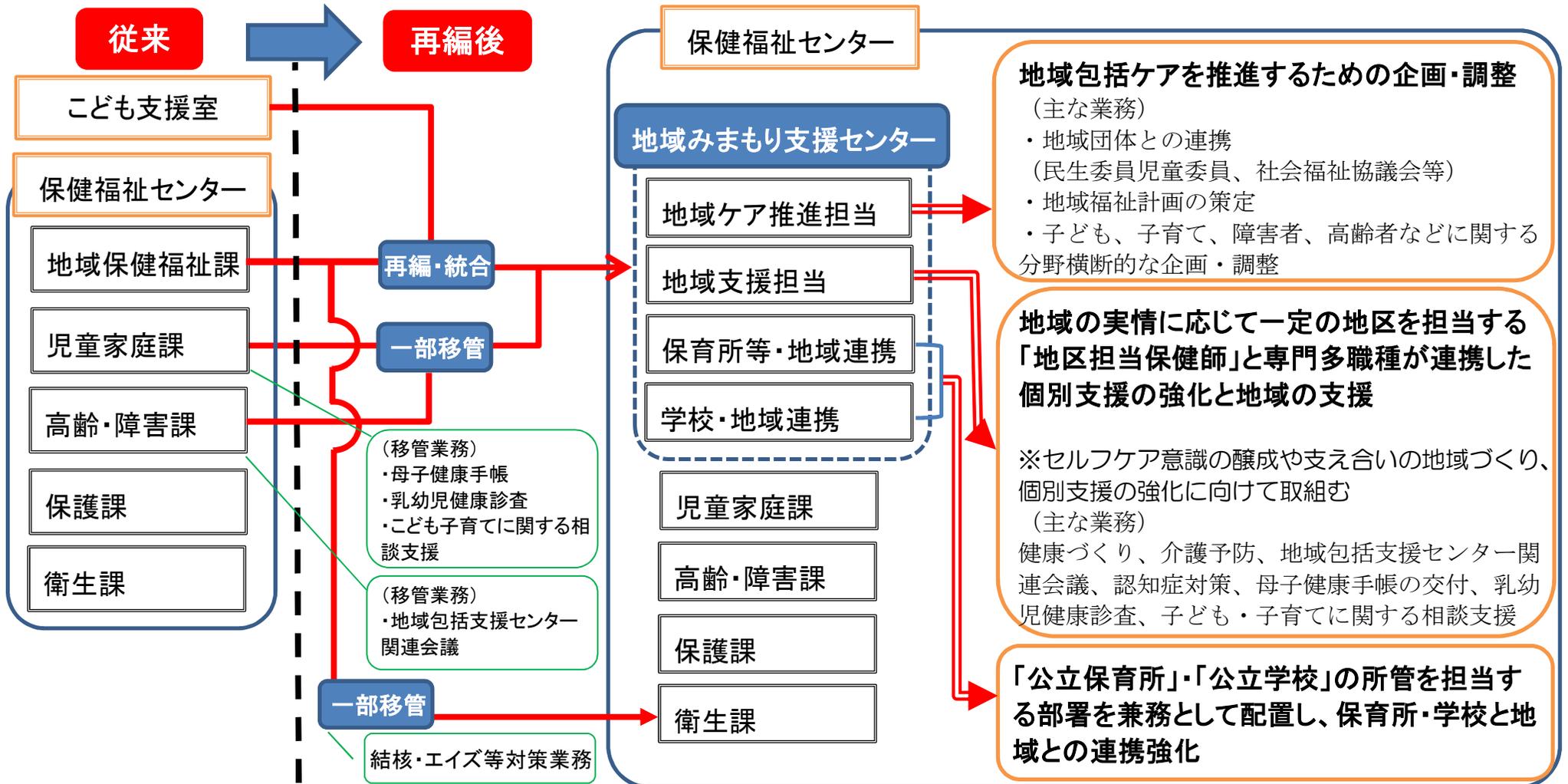
保健医療福祉における専門的な支援を必要とする個別的なニーズに対して、法制度等に基づく対応を的確かつ適切に図るため、主に、医療保険・介護保険などの共助や行政処分などの公助に関わる

## 《主な組織改正の内容》 ～地域みまもり支援センターの設置～

平成28年4月から、新たに、保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置し、保健師等の専門職による個別支援と地域づくりを一体的に推進

- ※従来の地域保健福祉課とこども支援室の機能を再編し、子どもから高齢者まで一体となった地域づくりを推進
- ※子ども・家庭に関する相談、手続き、窓口を「地域みまもり支援センター地域支援担当」と「児童家庭課」に再編

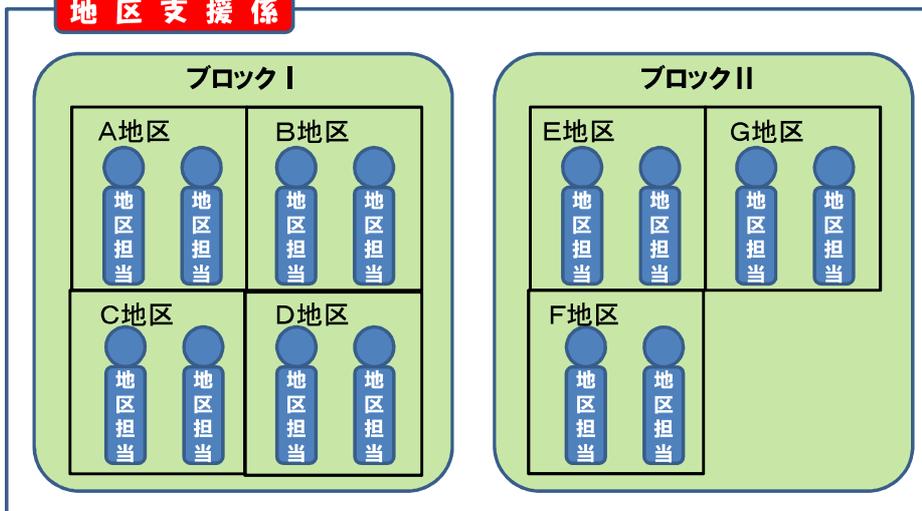
- 地域支援担当 : 子ども・子育てに関する相談支援、母子保健の相談・手続き・窓口
  - 児童家庭課 : 保育所入所申請、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付 等
- 〔高齢・障害課と衛生課においても一部所管事務の変更あり〕



# 地域支援担当課のイメージ

資料2-6

## 地区支援係



保健師等の専門職  
がアウトリーチ

### 【地区担当のエリア】

○地区社協、地区民児協の地区を基本として、高齢化等の地域性を考慮し、区ごとに地区エリアを設定

川崎区	6地区
幸区	5地区
中原区	8地区
高津区	4地区
宮前区	7地区
多摩区	5地区
麻生区	4地区

## 地域サポート係

それぞれの専門的知見を生かした  
地区担当の支援を実施

専門多職種が連携して、地区担当を  
支援するためのサポート体制

# 地域包括ケア推進室の再編

